

(仮称) 遠別・初山別風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する質問事項及び事業者回答

1. 全体に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
1-1	-	前倒し調査	1次	本事業に関し、アクセス手続き迅速化等を目的とし、環境に関する前倒し調査を実施している又は実施を検討している場合、環境要素ごとに調査の実施時期や内容をお示しください。	環境影響評価手続きの現地調査に係る前倒し調査は実施していません。
1-2	-	図書の公表	1次	<p>①貴社ウェブサイトにおける、配慮書のインターネットでの公表期間は縦覧期間のみとしていたほか、電子縦覧図書のダウンロードや印刷について不可としました。これらについて、図書の公表に当たっては、広く環境保全の観点から意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや縦覧期間終了後も継続して公表することにより、利便性の向上に努めることが重要と考えますが、事業者の見解を伺います。</p> <p>なお、環境省は、縦覧又は公表期間を超えると、環境影響評価図書の閲覧ができなくなっていることを踏まえ、国民の情報アクセスの利便性向上や情報交流を図ること等を目的に「環境影響評価図書の公開について」（環境省大臣官房環境影響評価課長通知、H30.4.1施行 R4.6.30改訂）を発出し、事業者の協力を得て、環境影響評価図書の公開を進めることとしており、さらに、令和7年6月20日には、アクセス図書の継続公開に関する内容などを含む「環境影響評価法の一部を改正する法律」が公布されていますので、これらのことを踏まえてご回答願います。</p> <p>②貴社ウェブサイトにおける公表の方法について、貴社のホームページには図書縦覧ページへのリンクやお知らせはなく、一般住民は新聞公告記事からしか縦覧に関する情報自体を入手できない状況にあります。広く住民等の意見を得ることが可能でしょうか。事業者の見解を伺います。</p>	<p>①図書については、以下の理由によりダウンロード及び印刷をご遠慮いただいております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書内容の著作権は事業者にあり、複製による著作権侵害が生じないよう留意する必要があること ・図書内容は事業者が費用及び労力を投資した成果であること ・図書内容の一部の切り取り等による誤った情報拡散等のリスクが考えられること <p>なお、アクセス図書の継続公開については、後続事業者における効果的なアクセスの実施、累積的影響の評価への活用を目的に環境大臣がアクセス図書を手し、事業者の許可を得た上で継続公開を可能とする法改正がなされておりますが、具体的な公開のルール等についてはこれからの議論と認識しております。今後、風力業界団体を通じて環境省との協議等が進められると想定されることから、これらの議論を通じて決定したルールに従い、継続公開への対応を検討したいと考えております。</p> <p>②電子縦覧のリンクについては、都道府県及び市町村ホームページ、市町村広報、新聞公告及びWeb検索による電子縦覧ページへのアクセスを想定し、特設弊社ホームページへのリンク設置を行っていませんでした。これまでの電子縦覧においては毎回多数の閲覧数があり、これに関するご指摘等はありませんでしたが、2025年7月15日に本配慮書の縦覧ページのリンクを弊社ホームページトップに設置いたしました。</p>
			2次	<p>①1次回答②で「毎回多数の閲覧数があり」とありますが、これまでの貴社の他事業における閲覧数を具体的にお示しください。</p> <p>②縦覧者数と縦覧期間におけるインターネットで公開されたページへのアクセス数をそれぞれご教示ください。また、その数値を見て、相互理解への効果について、どのようにお考えでしょうか。</p>	<p>①近年の弊社他事業アクセス図書電子縦覧におけるアクセス数（ユニークユーザ数）は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本案件配慮書（2025年）：193名 ※風力案件 ・A案件配慮書（2024年）：176名 ※風力案件 ・B案件配慮書（2023年）：186名 ※風力案件 ・C案件配慮書（2023年）：247名 ※風力案件 ・D案件配慮書（2022年）：98名 ※地熱案件 <p>②本事業における縦覧者数（紙媒体縦覧図書の縦覧者数）と電子縦覧におけるアクセス数（ユニークユーザ数）は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縦覧者数：6名 ・アクセス数：193名 <p>事業に関する相互理解のためにはより多くの方々に閲覧いただく必要があると考えます。縦覧者数・アクセス数から、弊社のこれまでのアクセス図書縦覧に係る告知・アクセス方法が相互理解へ効果的であったかどうかは、縦覧の告知方法等以外にも様々な要素により変化するものと考えられることから、定量的に評価することが難しいですが、これまでの縦覧に係る告知は、新聞公告の他、市町村の広報、自治会の回覧・チラシ配布、自治体HP、環境省HPなど複数の媒体で行ってきたものであり、これまでの縦覧者数・アクセス数に大きな変動がみられないことから、一定の効果があるものと考えます。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
1-3	-	相互理解促進	1次	関係自治体や住民の事業への理解を得るために、積極的な情報提供が必要と考えますが、現時点で事業者が考える相互理解の促進方法をお示ください。	2023年6月頃より遠別町、初山別村及び両町村の地域住民とのコンタクトを開始しており、現在までおおよそ毎月複数回の面談や協議を通じて事業に関する情報提供等を行っています。今後も同様に、事業の進捗等について頻度高く情報提供を行い、先方のご意見を伺いながら事業検討を進めていきたいと考えます。
			2次	①毎月複数回の面談や協議を通じて事業に関する情報提供等を行っているとのことですが、これは地域住民へも毎月複数回面談・協議を行っている認識でしょうか。 ②地域住民への説明会の開催状況や情報提供内容、住民から寄せられた意見及び事業者の対応方針などを具体的に示してください。	①地域住民のうち、自治会長や一部の地権者、事業へご協力いただいている方（風況塔建設に係る伐採や造成など）と、ほぼ毎月面談等を行っています。 ②別添資料Q1-3Iにお示しいたします。
1-4	-	関係機関との協議	1次	「風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律」に関し、防衛省への事前相談を行っているか、事業者の見解をお示ください。	2024年4月に事前相談を行い、2024年6月に「影響なし」との回答を受領しております。
1-5	-	図書の記載内容について	1次		
			2次	審議会において、「専門家が判断できるよう、できる限り定量的に記載してください。やむを得ず定性的に記載する場合も、分かりやすい表現で記載してください」と委員から意見があり、了解されておりましたが、改めて現在の理解と今後の対応方針について具体的に示してください。	事業計画に関して、方法書作成時点で想定する事業内容において、可能な限り定量的に記載いたします。また、やむを得ず定量的な記載が難しい場合も分かりやすい記載に努めます。

2. 「第2章 第一種事業の目的及び内容」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-1	2	2.1 第一種事業の目的	1次	カーボンニュートラルとネイチャーポジティブは、同時に達成を目指すべき目標であると考えられますが、本事業におけるネイチャーポジティブに係る取組に対する事業者の見解をお示ください。	陸上風力発電の導入を通じて脱炭素化を促進し、気候変動に伴う生態系への損害・損失の抑制に寄与することで、ネイチャーポジティブの実現に貢献するものと考えております。また、本事業の実施においては、改変範囲の最小化や重要な生物の生息・生育環境の保全等の取り組みを極力行い、自然環境への影響を最小化することも必要であると考えます。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-2	15~ 25	(6) 事業実施 想定区域の設 定	1次	<p>①図2.2-2の検討フローを経て事業実施想定区域を設定されたとありますが、諸条件の確認のみとなっており、17ページの検討対象エリアの範囲から、どのように絞り込みを行ったのが不明瞭ですので、絞り込みの過程がわかるような図を補足するなどして、説明してください。</p> <p>②事業実施想定区域の多くが水源涵養保安林及び土砂流出防備保安林に指定されていますが、保安林の分布を確認した結果について、区域を検討するにあたり、どのように活用されたのか（活用されなかった場合は、その理由）をお示しください。併せて、今後どのように設置位置を検討していく予定であるのか、事業者の見解をお示しください。</p> <p>③砂防指定地、山地災害危険地区、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が事業実施想定区域内に分布していますが、区域を検討するにあたり、確認した結果をどのように活用されたのか（活用されなかった場合は、その理由）を可能な限り指定内容毎にお示しください。併せて、今後どのように設置位置を検討していく予定であるのか、事業者の見解をお示しください。</p> <p>④区域西部の風力発電機の設置対象外の事業実施想定区域のうち、最も北の区域と住宅等が接しているように見えますが、この住宅等は区域内に含まれないという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>⑤事業実施想定区域の多くで植生自然度9の範囲が分布しており、植生自然度10の範囲も尾根線上と見られる範囲に分布していますが、区域を検討するにあたり、これらの範囲を回避しなかった理由をお示しください。また、回避には限界があると考えますが、今後、風車の設置位置をどのように検討されるのか、さらに、改変にあたり、どのように改変を回避又は極力低減されるのか、事業者の見解をお示しください。</p>	<p>①事業実施想定区域の設定について、別添資料Q2-2①のとおり補足いたします。</p> <p>②配慮書においては、まずは保安林の分布を把握し、可能な限り事業実施想定区域から除外することを検討いたしました。配慮書においては、位置・規模の複数案を検討していることから事業実施想定区域を広めに設定しているため、今後の手続きにおいて環境影響の回避又は低減を考慮して絞り込みを行う予定です。</p> <p>③配慮書においては、まずは法令等の制約を受ける場所の分布を把握し、可能な限り事業実施想定区域から除外することを検討いたしました。検討対象エリアには、砂防指定地、地すべり防止区域、山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区）、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が分布しておりましたが、砂防指定地、地すべり防止区域、山腹崩壊危険地区、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、事業実施想定区域から除外いたしました。地すべり危険地区は、風力発電機の設置対象となる事業実施想定区域から除外いたしました。崩壊土砂流出危険地区は、事業実施想定区域の一部に重なっておりますが、配慮書においては、位置・規模の複数案を検討していることから事業実施想定区域を広めに設定しているため、今後の手続きにおいて環境影響の回避又は低減を考慮して絞り込みを行う予定です。</p> <p>④別添資料Q2-2④のとおり、対象事業実施区域（風力発電機の設置対象外）と住宅等は重なっておりません。</p> <p>⑤配慮書においては、まずは文献その他の資料により植生自然度10及び植生自然度9の分布を把握いたしました。配慮書においては、位置・規模の複数案を検討していることから事業実施想定区域を広めに設定しているため、今後、現地調査において詳細な分布状況を把握し、今後の手続きにおいて環境影響の回避又は低減を考慮して絞り込みを行う予定です。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-2	15~25	(6) 事業実施想定区域の設定	2次	<p>①審議会の審議で、事業実施想定区域の設定において、「既存林道及び過去存在していた林道の把握を進め、改変範囲の最小化を図る」との見解でしたが、改めてその認識でよいでしょうか。</p> <p>②1次質問②について、「可能な限り事業実施想定区域から除外することを検討」したとの回答ですが、区域北部も中央部の一部を除き、大部分が保安林を含む区域設定となっており、可能な限り除外を検討した結果として捉えにくい区域となっていますが、具体的にどのような検討をされたのか具体的に示してください。</p> <p>③1次質問の回答では、「配慮書においては、位置・規模の複数案を検討していることから事業実施想定区域を広めに設定しているため、今後の手続きにおいて環境影響の回避又は低減を考慮して絞り込みを行う予定」との回答が複数見受けられますが、回避を優先して検討するのか、法令等の制約を受ける場所や環境保全上留意が必要な場所のうち、事業実施想定区域内に含まれる場所それぞれについて、お示しください。また、自然度9及び10は区域の大部分に分布しており、保安林や土砂流出危険地区等の範囲を考慮すると、回避できる範囲は限られている状況ですが、どのように「複数案」を検討されているのかお示しください。</p>	<p>①可能な限り、既存林道や過去存在していた林道を活用することにより、改変範囲の最小化を図る方針です。</p> <p>②事業実施想定区域の中央西側の保安林ではない区域にアクセス・輸送路候補を追加し、保安林の改変を極力低減するよう検討いたしました。</p> <p>③事業実施想定区域内に含まれる場所について以下のとおり考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安林については、可能な限り事業実施想定区域から除外することを検討し、今後の手続きにおいて環境影響の低減を考慮して絞り込みを行います。今後事業計画の熟度を高めていく過程で必要に応じて関係機関等と協議を行います。 ・地すべり危険地区（風力発電機の設置対象となる事業実施想定区域から除外した）については、今後の手続きにおいて環境影響の回避を優先して絞り込みを行います。 ・崩壊土砂流出危険地区については、今後の手続きにおいて環境影響の回避を優先して絞り込みを行います。回避が難しい場合には低減を考慮して絞り込みを行います。今後、事業計画の熟度を高めていく過程で必要に応じて関係機関等と協議を行います。 ・植生自然度9及び10については、今後、現地調査において詳細な分布状況を把握し、準備書において、専門家等からの助言も踏まえ、既存道路、無立木地等を活用すること等により、環境影響の回避を優先して絞り込みを行います。回避が難しい場合には、極力改変面積が小さくなるよう事業計画を検討の上、絞り込みを行います。 <p>複数案の設定については、配慮書P2.2-28に記載のとおり、現時点における事業実施想定区域は、風力発電機の設置や、工事用資材及び風力発電機などの搬入路等、改変が必要となる可能性のある範囲を包括するよう広めに設定しており、以降の手続きにおいても環境影響の回避又は低減を考慮して事業実施区域の絞り込みを行う予定です。</p>
2-3	28~30	図2.2-9 表2.2-1	1次	事業実施想定区域内の南部及び中央部や、北西、北東側の風力発電機の設置対象外の事業実施想定区域の写真がありません。その理由及びそれらの地点からの写真の有無をお示しください。	配慮書送付後に事業実施想定区域の周囲で撮影した写真は、別添資料2-3の⑩~⑪のとおりです。安全を考慮した上でアクセスが可能な範囲において写真撮影を行っているため、事業実施想定区域内の中央部及び南部の状況写真は、現時点では持ち合わせておりません。
			2次	安全を考慮した上でアクセスが可能な範囲において写真撮影を行ったとのことですが、現時点でアクセスができていない箇所において事業を行うことが可能なのでしょうか。アクセスが難しい箇所は、今後の区域の絞り込みの中で除外されるのか、ご教示ください。	現時点では、現地調査は実施しておらず、事業実施想定区域の周囲を車両で通行し、安全を考慮した上でアクセスが可能な範囲において写真撮影を行いました。そのため、方法書作成時においては、安全管理（クマ出没対策等）をしっかりと行った上で、区域内外の現地の状況確認に努めます。
2-4	32	1. 発電機	1次	<p>①バードストライクやバットストライクの発生を防止するために、カットイン風速やフェザリングを遠隔操作できる機種を選定することを検討されるでしょうか。現時点で、このような機種を選定する見込みについてお示しください。</p> <p>②最大高さ、ローター直径及び地表からブレード下端までの高さの検討においては、今後、鳥類やコウモリ類など野生動物の飛翔高度を調査の上、バードストライクやバットストライク等を防止する観点も加味した上で検討されることを想定されているか、事業者の見解をお示しください。</p> <p>③ギアレスの風車等、騒音対策を施した機種を選定する見込みについてお示しください。</p>	<p>①風力発電機の機種選定につきましては、輸送や地形、乱流など様々な要素を踏まえて検討いたします。現時点では機種は未定ですが、今後の環境影響評価の結果等を踏まえて、これらの機能を有する機種についても必要に応じ検討したいと考えます。</p> <p>②最大高さやローター径などの風力発電機の仕様につきましても、今後の環境影響評価の結果等を踏まえて必要に応じ検討したいと考えます。</p> <p>③今後の騒音に係る影響予測・評価の結果を踏まえて、必要に応じ検討したいと考えます。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-5	33	2.2.6 (1)発電機の 配置計画	1次	方法書において、風車配置案が土地所有者との協議等を理由として示されない場合がありますが、発電所に係る環境影響評価の手引（p.53）において、「発電所アセス省令では、配置計画は既に決定されている内容に係るものに限るとされているが、特に風力発電所については風車の配置の環境影響評価手法への関連性が高いことから、なるべく実現性の高い配置案を記載することが望ましい」とされています。このことを踏まえて、方法書段階で風車配置案を具体的に提示できる見込みか、お示しください。	方法書手続き時点における土地所有者との協議状況など様々な理由により、方法書への風車配置案の記載可否が決まることから、現時点では確定的なことは申し上げられません。ただし、方法書に風車配置案を記載できない場合であっても、現地調査・予測・評価の手法については、配置の可能性のある範囲を網羅的に示し、それに対応する方法書の内容とします。また、方法書に係る審議会の場においては、必要に応じて審議会限りとして風車配置案を提示いたします。
2-6	34	2.2.7 1. (1)工事内容	1次	①緑化について、早期緑化のために外来牧草を導入し、時間経過により自生種に遷移させる手法がありますが、多くは遷移によりこれらの外来牧草が消失することではなく、残存しており、これらの残存個体群がなにかのきっかけで分布を拡大する可能性があります。また、これらの外来牧草は冬季も枯死せず残存していることから、特に積雪の少ない法面においてはエゾシカを誘引する要因となり、食害により当該区域における生物多様性の低下を招くリスクがあることから、持ち込まないことが重要と考えますが、今後、どのような緑化計画とすることを想定しているのか、事業者の見解を伺います。 ②在来種でも北海道では種苗会社等において緑化技術や知見が蓄積されています。事前に施工区周辺にて種子採取・育苗の期間が必要となりますので、早めに専門家に相談しながら緑化計画を立ててください。 参考：生物多様性に配慮した緑化植物の取り扱い方に関するガイドライン2023（日本緑化工学会） https://www.jsrt.jp/tech/Tech_Files/teigen2019/guideline2023.pdf	①緑化については工事請負業者との協議を通じて極力地域の在来種を用いたものとし、外来種の採用を回避できるよう努めます。 ②情報のご提供ありがとうございます。緑化計画の検討に当たっては、早めに専門家等にご助言をいただくよう努めます。
			2次	外来種を使用すると考えられる状況をご教示ください。また、外来種を使用した場合の環境影響について、現時点で想定している事業者の対応策をご教示ください。	外来種を使用すると考えられる状況としては、在来種子の使用（確保）が困難、または相当の時間がかかる場合が想定されます。外来種による緑化を実施する場合の対策としては、外来種の中でも侵略的ではない種の採用や、既に地域に帰化している種の採用により、外来種による影響の拡大を極力低減することが考えられます。なお、可能な限り地域在来種を採用することを検討したく考えておりますが、具体的な緑化内容については、今後、関係機関とも協議の上、決定していきたいと考えております。
2-7	34	2.2.7 (3)工事工程の概要	1次	冬季の停工時期について、現時点での想定をお示しください。	現時点では、12月から3月の冬季停工を想定しております。
2-8	35	図2.2-11 風力発電機等の 輸送ルート (案)	1次	天塩港から国道等を利用し発電機を輸送する計画とのことですが、天塩町を環境影響を受ける範囲であると想定される地域に選定する必要はないか、事業者の見解をお示しください。	風力発電機等の輸送ルートについては、現時点では、大規模な改変は行わないこと、本事業の風力発電機が垂直視角1度以上で視認される可能性のある範囲外であることから環境影響を受ける範囲ではないと考えております。
			2次	事業実施想定区域内に二級河川や普通河川が流れているため、風力発電設備など具体的な位置が決定した段階で、工事中の濁水などについて、河川管理者と打ち合わせをしてください。	今後、事業計画の熟度を高めていく過程で、風力発電機等の具体的な位置が決定した後の可能な限り早い時期に河川管理者と打ち合わせを実施いたします。
2-9	35	図2.2-11	1次	事業実施想定区域内における道路の新設又は既存道路の使用・拡幅の計画について、現時点での想定がありましたら、図をご提示いただくなどしてお示しください。また、同ルートは方法書では示されるのかをお示しください。	現時点で想定している道路計画は別添資料Q2-9のとおりです。なお、別添資料Q2-9に示した道路計画は現時点での想定であり、今後、変更する可能性があります。また、今後の設計の進捗状況によりますが、方法書においてこれらのルートを示すよう努めます。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-10	36~37	2.2.8 その他事項	1次	事業実施想定区域及びその周囲で計画中の他事業について、他事業の情報を入力し、環境影響評価に反映することは有効であると考えますが、現在までの協議状況についてお示しください。 また、p.217に「周囲の他事業との累積的影響に関しては、今後、他事業の情報収集に努め、それぞれの環境影響評価手続きの進捗状況も勘案し、検討を進める。」とありますが、今後、どの項目をどのように検討していく予定かお示しください。	現時点では、近隣他事業の内容についての協議は行っておりません。なお、近隣他事業とは事業実施想定区域の一部が重複していることから、当該事業者とコンタクトをとっております。 今後風車配置等が具体化した場合は、近隣他事業における風車配置等の具体的な事業計画の情報について情報収集を行い、その結果から、たとえば騒音など、風車配置や工事車両通行ルートなど累積的影響が想定される項目について検討を行いたいと考えます。
			2次	累積的影響については、他の事業者とも調整し、景観への影響についても回避・低減を図るよう検討ください。	累積的な影響については、他事業者とも調整の上、景観への影響についても、実行可能な範囲で回避又は低減を図るよう努めます。
2-11	37	図2.2-12 事業実施想定区域周囲における他事業	1次	事業実施想定区域の西側にあるはずの事業実施想定区域（風力発電機の設置対象外）が消えていますので、正しい図面をご提供ください。	図2.2-12について正しい事業実施想定区域に修正した図面は別添資料Q2-11のとおりです。
2-12	37	図2.2-12 事業実施想定区域周囲における他事業	1次	（仮称）留萌北部（沿岸）広域風力発電事業の区域が配慮書段階のものとなっているので、方法書段階の区域図を図示いただき、当該事業区域との最短距離をお示しください。	「（仮称）留萌北部（沿岸）広域風力発電事業」の方法書時の対象事業実施区域は、別添資料Q2-11のとおりです。方法書において、区域を適切に修正いたします。

3. 「第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-1	38	第3章	1次	中川町や羽幌町についても垂直視野角1度以上で視認される可能性のある範囲に可視領域が含まれており、中川町については人と自然との触れ合いの活動の場も選定されていますが、これらの町を関係市町村に含めなくて良いと判断した理由についてお示しください。	中川町（2025/1/8）及び羽幌町（2025/1/24）と面談を行っており、両町より関係地域に含めなくてよい旨ご意見をいただいております。
3-2	38~54	3.1.1 大気環境の状況 3.1.2 水環境の状況	1次	大気環境の状況及び水環境の状況において、ダイオキシン類について事業実施想定区域及びその周辺においてどのような調査を実施したのかお示しください。調査を実施している場合は出典についても記載してください。	「北海道環境白書'24」（北海道、令和6年）によると、事業実施想定区域及びその周囲において、ダイオキシン類についての調査は実施されておられません。
3-3	40	表3.1-2(2) 遠別地域気象観測所の気象概況（令和6年）	1次	本気象観測所は、表3.1-4(2)の初山別地域気象観測所のように降雪の深さのデータはないのでしょうか。ある場合はご教示いただき、方法書において反映するようにしてください。	表3.1-1のとおり、遠別地域気象観測所においては「降雪の深さ」を観測していないためデータはございません。
3-4	55	図3.1-11	1次	①事業実施想定区域内に一部河川が存在しますが、河川敷地や沢筋の改変は予定されているのでしょうか。予定されている場合は、どのような施工を行う予定かお示しください。 ②今後、風力発電機設置予定位置など、土地の改変区域を検討するにあたり、河川との位置関係について、どのように検討されることを想定されているかをお示しください。	①現時点では、アクセス路等が具体化していないことから河川敷地や沢筋の改変の有無については未定です。 ②河川敷地や沢筋の改変については、風車及び風車ヤードの設置は基本的には想定しておりません。ただし、アクセス路については、地形や地質、土地所有者との協議などにより改変せざるを得ない可能性もありますが、極力回避できるように検討を進めたいと考えております。
			2次	事業実施想定区域内には、二級河川や普通河川が含まれています。二級河川への影響が想定されますので、事業実施想定区域から除外を検討してください。	対象事業実施区域から二級河川を除外することは本質的な対策ではなく、沈砂池等の濁水対策により、対象事業実施区域内外に関わらず、周辺河川等への影響を回避又は極力低減することが重要と考えております。今後の現地調査結果も踏まえ、対象事業実施区域及びその周囲の河川等へ濁水の影響に配慮した事業計画を検討いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 3-22	57	3.1.3 土壌及び地番の状況	1次 2次	北海道内において、3,000平米以上(有害物質使用特定施設のある(あった)土地に関しては900平米以上)の土地の形質変更を行う場合は、土壌汚染対策法第4条第1項の規定に基づき、知事に届け出る必要がありますので、当該工事に着手する30日前までに北海道庁環境生活部環境保全局循環型社会推進課に届出書を提出してください。	ご指摘の土地の形質変更を行う場合は、工事に着手する30日前までに北海道庁環境生活部環境保全局循環型社会推進課に届出書を提出いたします。
3-5	61 147	図3.1-14 図3.1-36(1) 自然景観資源	1次	事業実施想定区域(風力発電機の設置対象外)の一部が自然景観資源である豊岬段丘と重複していますが、重複箇所は道路の拡幅などといった変更はされる可能性はあるのか、事業者の見解をお示しください。	当該範囲については、既存道路を活用する可能性があることから事業実施想定区域に含めております。考えうる変更としては拡幅や伐採(除草、枝払い、鉄板敷き等)が挙げられます。
3-6	65	図3.1-16 文献その他の資料調査範囲	1次	事業実施想定区域の周囲の2次メッシュのうち、北東部から南東部にかけて調査範囲としていません。動物の調査範囲を考えると当該メッシュも調査範囲に加えることが望ましいと考えますが、なぜ調査範囲としなかったのか、事業者の見解をお示しください。	事業実施想定区域の東側は、標高が高い山が南北に伸びていることから、事業実施想定区域と環境が異なると考えられるため、調査範囲に含めておりません。
			2次	1次回答について、当該事業実施想定区域も同程度の標高が南北に伸びており、区域東部の植生もそこまで大きな差が見られません。また、環境の違いでいうと、海岸沿いの2次メッシュの方が事業実施想定区域と環境が異なり、そのようなメッシュも調査範囲としていたのであれば、区域の北東部から南東部にかけても調査範囲とするのが望ましいと考えます。上記及び哺乳類や鳥類などの行動範囲や渡り鳥の確認の可能性を踏まえ、調査範囲に加える必要はないか、改めて事業者の見解をご教示ください。	哺乳類や鳥類などの行動範囲や渡り鳥の確認の可能性を踏まえ、方法書においては、事業実施想定区域の北東部から南東部にかけてのメッシュも調査範囲に追加いたします。
3-7	69	図3.1-17 コウモリの分布情報	1次	事業実施想定区域の周囲にコウモリの分布情報がありますが、これらを踏まえて今後どのようにしてアクセス手続における調査、予測及び評価を実施していく予定か、事業者の見解をお示しください。	コウモリ類については、捕獲調査、音声ルートセンサス、音声モニタリング調査等を実施し、調査結果を踏まえ、適切に予測及び評価を行う予定です。詳細な調査手法については、方法書において、現地の状況を踏まえ検討するとともに、専門家等へのヒアリングを実施した上で記載いたします。
3-8	70 ~ 89	動物相の概要(鳥類)	1次	事業実施想定区域の周囲に海ワシ類やクマタカの生息情報が確認されるほか、ガンカモ類や海ワシ、ノスリの渡りの情報がありますが、これらを踏まえて今後どのようにしてアクセス手続における調査、予測及び評価を実施していく予定か、事業者の見解をお示しください。	希少猛禽類の生息状況については、定点観察法による調査を実施する予定です。また、鳥類の渡り時には別途調査を実施する予定です。詳細な調査手法については、方法書において、現地の状況を踏まえ検討するとともに、専門家等へのヒアリングを実施した上で記載いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-9	144 ～ 145	表3.1-44	1次	<p>①事業実施想定区域及びその周辺の東部や南部で主要な眺望点や身近な眺望点の選定がありませんが、選定する必要はないか、事業者の見解を伺います。特に、事業実施想定区域から南西方向にある初山別村の市街地やその周辺の地区に身近な眺望点を設定する必要はないか、見解を伺います。</p> <p>②事業実施想定区域周辺の北部にえんべつ旭温泉がありますが、主要な眺望点として選定する必要はないか、事業者の見解をお示しください。</p>	<p>①事業実施想定区域の東側及び南側における主要な眺望点については、文献その他の資料により眺望に関する情報が得られた地点や関係自治体へのヒアリングの結果を踏まえても、該当する地点はございませんでした。また、身近な眺望点としても、視野角1度以上で視認される可能性がある範囲内かつ、可視領域図において可視の範囲に位置する地域の拠点となる施設が確認されなかったことから選定しておりませんでした。今後も引き続き、情報収集に努め、ご意見をいただいた場合には、主要な眺望点及び身近な眺望点への追加を検討いたします。</p> <p>一方で、初山別村の市街地及びその周囲の地区における身近な眺望点については、「初山別村自然交流センター」を方法書において、追加いたします。</p>
			2次	<p>えんべつ旭温泉は可視領域には含まれているのでしょうか。「発電所アセスの手引き」では、「主要な眺望点とは、調査地域内に存在する不特定かつ多数の者が利用している場所及び地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所のうち、発電所を望むことができる場所」とあることから、発電機を眺望できる可能性があるのであれば、地域住民を含む不特定多数の人が利用している温泉も眺望点として選定されうると考えますが、事業者の見解を伺います。</p>	<p>「えんべつ旭温泉」は可視領域に含まれております。1次回答のとおり、文献その他の資料より眺望に関する情報が得られなかったことから、眺望目的で利用される施設ではないと考えております。また、「えんべつ旭温泉」の周囲に住宅等が存在しないことから、地域住民が日常的に眺望する地点として、周囲に住宅等が存在する、各地区の公民館等を身近な眺望点として選定しております。今後、当該施設の利用者及び管理者よりご意見をいただいた場合には、主要な眺望点への追加を検討いたします。</p>
3-10	146 ～ 147	(2) 景観資源	1次	<p>事業実施想定区域内から景観資源がある箇所を除外して区域設定しなかった理由をお示しください。</p>	<p>配慮書においては、まずは景観資源の分布を把握し、可能な限り事業実施想定区域から除外することを検討いたしました。配慮書においては、位置・規模の複数案を検討していることから事業実施想定区域を広めに設定しているため、今後の手続きにおいて環境影響の回避又は低減を考慮して絞り込みを行う予定です。</p>
			2次	<p>方法書では景観資源を優先的に除外することを検討されるのでしょうか。事業者の見解を伺います。</p>	<p>方法書においても、景観資源について、可能な限り事業実施想定区域から優先的に除外することを検討いたします。</p>
3-11	147	図3.1-36(1) 景観資源の状況 (第3回自然環境保全基礎調査)	1次	<p>穿入蛇行河川である遠別川上流と事業実施想定区域(風力発電機の設置対象外)が一部重複している箇所がありますが、橋梁等を使用するものであり、本事業による河川の変更はないという理解でよろしかったでしょうか。</p>	<p>橋梁を使用するものであり、これに伴う枝払いなどの軽微な変更の可能性が想定されることからわずかに重複しているものです。河川自体の変更は想定しておりません。</p>
			2次	<p>河川自体の変更がないことは理解しましたが、河川区域についても同様の認識であると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>現時点では、河川区域の変更は想定しておりません。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-12	143 ～ 150	3.1.6 景観及び人と 自然との触れ 合いの活動の 場の状況	1次	<p>① 主要な眺望点、景観資源及び人と自然との触れ合いの活動の場について、関係市町村へどのようにヒアリングされましたでしょうか。概要をお示しください。</p> <p>② 出典としている「北海道の左上」に掲載され、かつ、初山別村にヒアリングを実施されていますが、「初山別村スキー場」を眺望点及び人と自然との触れ合いの場に選定しなかった理由についてお示しください。</p>	<p>① 関係自治体（遠別町、初山別村）へのヒアリング時には、文献その他の資料により把握した事業実施想定区域及びその周囲の主要な眺望点、景観資源及び人と自然との触れ合いの活動の場について図示した上で他に追加の地点があればご教示いただくようヒアリングいたしました。遠別町からは特段ご意見いただいておりません。初山別村からは主要な眺望点に関して「金比羅神社」「しょさんべつ天文台」「豊岬海水浴場」の追加のご意見をいただき、配慮書において記載しております。</p> <p>② 「初山別村スキー場」は、「北海道の左上」（留萌観光連盟事務局HP）を含む文献その他の資料より眺望に関する情報が得られなかったこと、初山別村へ主要な眺望点についてヒアリングを実施した際に、特段ご意見をいただかなかったことから、事業実施想定区域及びその周囲における主要な眺望点として選定しておりません。今後ご意見をいただいた場合は、主要な眺望点への追加を検討いたします。</p> <p>また、「初山別村スキー場」については、風力発電機の設置対象となる事業実施想定区域から約11km以上離れていることから、事業実施想定区域及びその周囲における人と自然との触れ合いの活動の場として選定しておりません。</p>
				<p>③ 3地点が取り上げられていますが、この他にも、144ページの眺望点として選定されている箇所のうち、公園や海水浴場などにも「人と自然との触れ合いの活動の場」としても選定される要素があると考えますが、これらを含めなかった理由をお示しください。</p>	<p>③ 「発電所に係る環境影響評価の手引（経済産業省、令和7年）」では、計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価における人と自然との触れ合いの活動の場の「調査の対象とする地域」は、『事業実施想定区域及びその周囲1kmの範囲内』としていることから、図3.1-37のとおり、当該範囲を含む12万分の1の図郭内から選定いたしました。そのため、表3.1-44及び図3.1-35で選定している主要な眺望点の「豊岬海水浴場」及び「みさき台公園」は、風力発電機の設置対象となる事業実施想定区域から約9km以上離れており、図3.1-37の図郭外に位置していることから、事業実施想定区域及びその周囲における人と自然との触れ合いの活動の場として選定しておりません。</p>
				<p>④ 星空観察が行われている場所では、風力発電所設置に伴い、航空障害灯により星座が確認できなくなるなど、その活動に支障が生じることが懸念されます。このため、以下の事項についてお示しください。</p> <p>(1) 人と自然との触れ合いの活動の場として、星空観察が行われている場所を確認されたか。</p> <p>(2) 上記(1)において、確認したと回答された場合は、該当する場の有無</p> <p>(3) 上記(1)において、確認していないと回答された場合は、確認する必要性に対する事業者の見解</p> <p>(4) 星空観察が行われている場所がある場合、どのような対応が想定されているかについての事業者の見解</p>	<p>④ (1) 配慮書においては文献その他の資料により、星空観察会を含め、人と自然との触れ合いの活動の場として機能している可能性のある地点について情報収集を行っております。</p> <p>(2) 事業実施想定区域の周囲において、星空観察会に利用されている地点や天文台は確認しておりません。事業実施想定区域の西側に「しょさんべつ天文台」が位置しておりますが、風力発電機の設置対象となる事業実施想定区域から約10km離れていることから、事業実施想定区域及びその周囲における人と自然との触れ合いの活動の場として記載しておりません。</p> <p>(3) (1)のとおり、配慮書においては文献その他の資料により、星空観察会を含め、人と自然との触れ合いの活動の場として機能している可能性のある地点について情報収集を行っております。</p> <p>(4) 引き続き情報収集に努め、事業実施想定区域及びその周囲において、星空観察会に利用されている地点や天文台を確認した場合には、利用状況等や風力発電機が視認できる可能性について確認するとともに、施設管理者への説明の実施等を検討いたします。</p> <p>なお、「しょさんべつ天文台」については、初山別村へのヒアリング結果も踏まえ、主要な眺望点として記載しております。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-12	143 ～ 150	3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況	2次	<p>①初山別村スキー場について、スキー場という場所柄、標高があることから、より風力発電機を視認しやすいのではないのでしょうか。主要な眺望点への追加について、事業者の見解を伺います。</p> <p>②1次質問で人と自然との触れ合いの活動の場となりうるとして指摘した地点について、方法書では、工事関係車両の走行ルート次第では活動の場として選定されるのか、事業者の見解を伺います。</p> <p>③本事業の事業地からは離れていますが、利尻島では約20km離れている稚内方面が明るすぎるため、星空観察の活動に影響が出ているとの指摘が過去にありました。そのため、星空観察が行われている場所については、離隔があっても調査地点として選定する必要はないのでしょうか。また、しよさんべつ天文台の管理者へ意見聴取することは検討されないのでしょうか。事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>①「初山別村スキー場」については、1次回答のとおり、文献その他の資料より眺望に関する情報が得られなかったことから、眺望目的で利用される施設ではないと考えております。また、「初山別村スキー場」の利用者はスキー及びスノーボードの利用者に限られ、不特定多数の利用に該当しないことから、主要な眺望点として選定しておりません。しかしながら、今後も引き続き、関係自治体及び地域住民の皆様からの意見聴取に努め、ご意見をいただいた場合には、主要な眺望点への追加を検討いたします。</p> <p>②今後の事業計画を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に対し本事業の工事関係車両の走行による影響が生じる可能性がある場合には、地点として選定することを検討いたします。</p> <p>③1次回答のとおり、「しよさんべつ天文台」については、初山別村へのヒアリング結果を踏まえ、主要な眺望点として選定しております。夜間の星空観察への影響については、調査、予測及び評価の手法が確立されていないことから実施しない方針としておりますが、引き続き、最新の知見の収集に努めます。「しよさんべつ天文台」の管理者は初山別村役場であることから、引き続き初山別村役場へ丁寧な説明を行い、意見聴取を行います。</p>
追加 3-19	160 ～ 162	3.2.2 (2)農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域	1次 2次	<p>①本地域には農業振興地域が含まれており遠別町事業管理計画を確認した結果、公社営事業が予定されていたため、事業実施の際は関係機関（留萌振興局農務課）に確認してください。 ・草地畜産基盤整備事業 留萌中北部地区（R9～R12）</p> <p>②農地法に基づく農地転用許可及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく開発行為許可については、配慮願います。 ○農地法に基づく農地転用許可 事業予定地が、農地法に規定する農地または採草放牧地である場合は、同法に基づく農地転用許可が必要であるため、当該地の現況地目について農業委員会と十分調整願います。 ○農業振興地域の整備に関する法律に基づく開発行為許可 事業予定地が、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域内である場合は、区域内での開発行為は規制されているので、市町村農振法担当部局と十分調整し、地域農業の振興に支障が生じないよう配慮願います。</p>	<p>①今後、当該公社営事業について関係機関に確認いたします。</p> <p>②今後の事業検討において、農地及び農用地区域に関して必要に応じ関係機関との協議や許認可申請等を適切に実施いたします。</p>
追加 3-20	160 ～ 162	3.2.2 (3)森林法に基づく地域森林計画対象民有林	1次 2次	<p>事業実施想定区域の一部及びその周囲には、地域森林計画対象民有林があり、1haを超える開発行為（土地の形質を変更する行為）をする場合は、知事の許可を受ける必要があるため留萌振興局産業振興部林務課と打合せすること。 なお、次に該当する場合は、上記許可に際し、知事が北海道森林審議会に諮問し、答申を受ける必要があることに留意ください。 【新規許可の場合の審議会諮問基準】 ①開発行為に係る森林面積が10ha以上のもの。 ②開発行為に係る森林面積が10ha未満であって、全体計画の一部についての申請である場合は、全体計画の開発行為に係る森林面積が10ha以上のもの。 ③開発行為に係る森林の全部又は一部が、水資源保全地域にあるもの。 （最新の水資源保全地域については別途確認すること。）</p>	<p>今後の事業検討において、林地開発許可に係る必要な協議・許認可申請等について適切に実施いたします。また、北海道森林審議会への諮問についても承知いたしました。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-13	163	3.2.3 1. (1) 水道用水としての利用	1次	①事業実施想定区域の周囲に住宅等が存在します (p.170) が、飲用井戸の有無についての確認状況及び今後の対応方針をお示しください。 ②表3.2-9 水道水の取水状況について、令和5年度版が発行されているため、方法書以降では最新版に差し替えてください。	①個人管理の井戸の有無等については把握できておりません。今後、現地踏査や地域住民への聞き取り等による確認に努めます。 ②方法書において、最新の資料を参照し記載いたします。
			2次	1次質問の①の回答について、方法書において、飲用含む井戸の聞き取り結果が記載されるという理解でよろしいでしょうか。今後どのように事業を進めていくのか、事業者の見解を伺います。	今後、環境アセスメントの現地調査と並行して実施する調査において、可能な限り位置や利用状況の把握に努めます。本事業の改変区域を含む集水域と地下水を利用する井戸の集水域とが重なる場合には、浅井戸の取水位置を正確に把握した上で、改変による集水域の変化を回避又は極力低減させるように留意いたします。なお、利水状況には個人情報が含まれるため、環境影響評価図書への記載は控えさせていただきます。
3-14	163	3.2.3河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	1次	①事業実施想定区域周囲に農業用水の取水地点が複数存在しており、これらの地点における水質への影響が懸念されますが、今後、どのような対応を想定されているか、事業者の見解を伺います。 ②事業実施想定区域の設定に当たって、利水関係者（関係町村の水道所管部局、農業団体等）と協議等が行われたものをお示しください。また、今後の協議実施に係る事業者の見解をお示しください。	①造成等の施工による一時的な影響に伴う水の濁りの影響については、工事の実施の際に、仮設沈砂池等の濁水対策工を行う等により、濁水が河川等へ流入しないような事業計画を検討いたします。 ②事業実施想定区域の設定に当たっては、現時点においては利水関係者との協議は実施しておりません。今後の手続きにおいて、漁業組合等の関係者と必要に応じて協議を行う予定です。
			2次	①事業実施想定区域の北西側にあるオタコシベツ川が事業実施想定区域（風力発電機の設置対象外）と大きく重複しており、同所には別添資料Q2-9から「拡幅の可能性のある既存道路」が走っているため、工事車両の走行や改変状況によっては濁水の流入が懸念されますが、どのような改変が行われる予定か、また、どのような濁水対策を講じるのか、現時点での想定で構いませんのでお示しください。 ②事業実施想定区域周辺にある遠別川はさけます増殖河川のため、事業実施にあたっては（一社）留萌管内さけ・ます増殖事業協会と事前に協議し、同意を得てください。 ③事業実施想定区域周辺の沿岸海域には海面漁業権及び定置漁業権が設定されていますので、調査、環境影響評価及び事業実施にあたっては、関係する漁業協同組合等と事前に協議し、同意を得てください。	①工事車両の通行、または風車部材の輸送路としての道路拡幅工事が想定されます。具体的な改変内容としては、樹木等の伐採工事、切盛土工等の造成工事、鉄板敷設等の仮設工事となります。濁水対策としては、造成工事量を最小化し、造成後の法面保護や、シート養生、排水設備を即時設置することにより、降雨時の濁水発生量を低減させ、濁水の適切な集水を行います。また、流末部での沈砂池や土堰堤の構築、濁水処理プラントを稼働させる事で、工事域外への濁水流出防止策を講じます。 ②今後の事業検討において、（一社）留萌管内さけ・ます増殖事業協会との事前協議を実施いたします。 ③今後の事業検討において、北るもい漁協及び遠別漁協との事前協議を実施いたします。
追加 3-21	167	3.2.3 2. 地下水の利用状況	1次		
			2次	①事業予定地周辺に住居等が存在しているため、土地の改変を行う場所から1kmの範囲内の飲用井戸の利用状況について確認の上、飲用井戸が有る場合は水量・水質に影響を及ぼさないよう配慮を検討ください。 ②水道給水区域外の民家が周辺にあることから、地下水以外（表流水等）の生活用水の利用についても確認が必要と考えますが、事業者の見解を伺います。	①飲用井戸が有る場合は水量・水質に影響を及ぼさないよう配慮を検討いたします。 ②今後、環境アセスメントの現地調査と並行して実施する調査において、可能な限り位置や利用状況の把握に努めます。本事業の改変区域を含む集水域と生活用水の集水域とが重なる場合には、生活用水の利用位置を正確に把握した上で、改変による集水域の変化を回避又は極力低減させるように留意いたします。なお、利水状況には個人情報が含まれるため、環境影響評価図書への記載は控えさせていただきます。
追加 3-23	170	図3.2-9 住宅等の配置の概況	1次		
			2次	P.170の図3.2-9において、左上の事業実施想定区域（風力発電機の設置対象外）の先端に住宅等が存在しますが、区域に重なっているかお示しください。	別添資料Q2-2④のとおり、対象事業実施区域（風力発電機の設置対象外）と住宅等は重なっておりません。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-15	200	⑧遠別町風力発電施設にガイドライン	1次	<p>①「遠別町風力発電施設に関するガイドライン」では、ガイドラインマップが示されていますが、このマップと本事業の事業実施想定区域を重ね合わせた図をお示しください。</p> <p>②本事業の事業実施想定区域とガイドラインマップの調整を要する区域のそれぞれ一部が重複しているものと思われませんが、重複状況と遠別町との協議状況についてご教示ください。</p> <p>③ガイドラインを踏まえ、施設の建設等についてどのように対応されるのか、事業者の見解をお示しください。</p>	<p>①「遠別町風力発電施設に関するガイドライン」（遠別町、平成25年）におけるガイドラインマップとの重ね合わせ図は、別添資料Q3-15①のとおりです。</p> <p>②本ガイドラインについて遠別町と調整済みであり、本ガイドラインの対象が風車本体と送電線がメインである旨を確認済みです。</p> <p>③調整を要する区域との重複は、既設道路の改変が想定される「風力発電機の設置対象外」です。今後も遠別町と適宜コンタクトをとり、本ガイドラインに基づいた計画検討を進めます。</p>
			2次	調整を要する区域と重複している箇所送電線を設置する可能性はないのでしょうか。もし可能性があるのであれば、そのことも含めて遠別町と調整済みであるのか、ご教示ください。	現時点では当該区域に送電線を設置する予定はありません。ただし、確定しているものではないため、今後の事業検討により必要に応じ遠別町と調整いたします。
3-16	208, 212 ~ 213	(4) 国土防災関係⑤、⑥	1次	<p>①山地災害危険地区が事業実施想定区域と一部重複していますが、掘削や盛土等の土地の改変行為を行う可能性はあるのでしょうか。どのような行為を行う予定か、お示しください。</p> <p>②土砂災害警戒区域については、事業実施想定区域（風力発電機の設置対象外）と一部重複しているという理解でよろしいでしょうか。また、重複している場合、なぜこの範囲を除外できなかったのか、理由をお示しください。</p>	<p>①山地災害危険地区のうち、崩壊土砂流出危険地区が一部重複しております。現時点では、風車配置及びアクセス路の位置が確定しておりませんので改変行為を行う可能性があります。想定される改変としては切土及び盛土、樹木の伐採等が挙げられます。なお、崩壊土砂流出危険地区において改変行為を行うこととなった場合は、改変面積及び土量を最小化するとともに、沈砂池や各種法面保護工などを適切に実施して土砂流出の防止に努めます。</p> <p>②作図の都合上重複しているように見えておりますが、こちらは重複していません。</p>
			2次	事業実施想定区域及びその周囲には、「山地災害危険地区調査要領」（令和6年3月林野庁）に基づく山地災害危険地区が存在し、区域内には崩壊土砂流出危険地区が含まれていることから、他の区域指定状況を含めて、留萌振興局留萌建設管理部及び林務課と打ち合わせをした上で、影響のない事業計画を検討ください。	今後の事業検討においては、山地災害危険地区および崩壊土砂流出危険地区等の防災に係る指定区域に関し、留萌振興局留萌建設管理部及び林務課と打ち合わせを行い検討を進めます。
3-17	207	(4) 国土防災関係	1次	地震ハザードステーションにて確認できる、地すべり地形の分布状況についても確認した上で、事業実施区域を検討することが望ましいと考えますが、事業者の見解を伺います。	今後、設計を進めるにあたり地すべり地形についての調査・分析を行う予定です。
			2次	1次回答での「調査・分析」は現地調査を指したものでしょうか。地すべり地形の分布状況については、Web上で確認できるため、現地調査に先立ち、早い段階で示していただきたいと思いますが、2次質問への回答として示すことは可能でしょうか。難しい場合は、その理由とどの段階で示すことができるか事業者の見解を伺います。	(国研) 防災科学技術研究所の地すべり地形分布図を別添資料二次Q3-17にお示しいたします。なお、今後航空測量を行った上でその結果を基に地すべり地形の判読を行います。この結果を踏まえた事業計画については方法書において示すことを想定しています。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-18	209	図3.2-13 保安林の指定状況	1次	事業実施想定区域の大部分が保安林と重複していますが、今後、対象事業実施区域や風力発電機の設置位置の検討に当たり、区域内の保安林について、どのような対応を想定されているのかをお示しください。	保安林については留萌北部森林管理署及び森林管理局と協議を行い、解除等について適切に協議・対応を行っていく考えです。
			2次	<p>①審議会の審議で、「保安林について、どの種類の保安林を何ha改変するなど、現時点の想定でよいので、出来る限り定量的に示す」ように委員から意見があり、了解されておりましたが、改めて現在の理解と今後の対応方針について具体的に示してください。</p> <p>②事業実施想定区域及び周囲には、保安林に指定されている箇所があるので避けて計画し、やむを得ず保安林内での計画が必要な場合は、国有保安林は所轄の森林管理署、民有保安林は留萌振興局産業振興部林務課と速やかに打合せください。</p> <p>また、次に該当する場合は、保安林の転用に係る解除に際し、知事が北海道森林審議会に諮問し、答申を受ける必要があることに留意ください。 【保安林の転用に係る解除の場合の審議会の諮問基準】 ※林野庁所管の保安林におけるものを除く。 ①転用に係る面積が1ha以上のもの。 ②転用に係る面積が1ha未満であって、次に該当するもの。 ・転用の目的、態様等からして、国土保全等に相当の影響を及ぼすと認められるもの。 ・森林審議会の諮問を要する林地開発行為の許可と一体となって、保安林の解除を要するもの。</p>	<p>①審議会の審議において回答した通り、保安林に係る改変についてはできる限り定量的に示すこととします。また、やむを得ず定量的な記載が難しい場合も分かりやすい記載に努めます。</p> <p>②ご指摘の通り、保安林において改変を計画する場合は所轄の森林管理署等の関係機関と打ち合わせを行い適切に手続きを行います。また、北海道森林審議会への諮問についても承知いたしました。</p>

4. 「第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-1	229	3. (2) 評価結果【騒音】	1次	<p>①「遠別町風力発電施設に関するガイドライン」では、低周波音について「住宅等において、環境省『低周波音問題対応の手引書』の低周波音による物的及び心身に係る苦情に関する参考値を超えないものとする。」とありますが、当該手引書の内容も踏まえて風力発電機の配置を検討し、今後の調査、予測及び評価を行うのか、事業者の見解を伺います。</p> <p>②・2つ目において、「必要に応じて環境保全措置を検討する」とされていますが、どのような場合に、どのような対応を想定されているのかをお示しください。</p>	<p>①「遠別町風力発電施設に関するガイドライン」（遠別町、平成25年）に記載されている『環境省「低周波音問題対応の手引書」』については、「低周波音問題対応の手引書における参照値の取扱いについて」（環境省水・大気環境局大気生活環境室、平成29年）において、『参照値は、低周波音についての対策目標値、環境アセスメントの環境保全目標値、作業環境のガイドラインなどとして策定したものではない。』とされており。そのため、遠別町の当該ガイドラインを踏まえ、当該手引書の内容も参考としながら、今後の調査、予測及び評価を行います。</p> <p>②方法書以降における風力発電機の設置予定位置の周囲に配慮が特に必要な施設及び住宅等が分布している場合を想定しております。また、現時点で想定している環境保全措置は以下のとおりです。 ・風力発電機の位置は、配慮が特に必要な施設及び住宅等から可能な限り離隔して計画する。</p>
			2次	1次質問の回答で示された「低周波音問題対応の手引書における参照値の取扱いについて」では、回答で示された「参照値は～」との記載もありますが、「低周波音に関する感覚については（中略）個人差があることも考慮し判断することが極めて重要である」ともあります。遠別町のガイドラインの内容も踏まえると、少なくとも『低周波音問題対応の手引書』の参考値を超えないよう発電機の設置位置や基数などを検討する必要があるのではないのでしょうか。事業者の見解を伺います。	「遠別町風力発電施設に関するガイドライン」（遠別町、平成25年）に記載されている『環境省「低周波音問題対応の手引書」』の内容も考慮した上で風力発電機の配置を検討いたします。
4-2	230	2. (3) 予測結果	1次	本ページに示されている知見を踏まえ、方法書までに配慮が必要な施設や住宅等が風力発電機のローター直径の10倍の範囲に含まれないような風車配置又は機種を選定を行うのか、事業者の見解を伺います。	風力発電機の設置予定位置については、「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」（環境省総合環境政策局、平成25年）を踏まえ、今後の手続きにおいて調査、予測及び評価を行い、施設の稼働に伴う風車の影による周辺環境への影響が実行可能な範囲内で回避又は低減するよう検討いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-3	231	3. (2) 評価結果 【風車の影】	1次	①ドイツにおける指針値を参考に環境保全措置を検討する旨が示されていますが、指針値のうち、より厳しい実際の気象条件を考慮しない場合を踏まえて配置等を検討した方が住宅等への影響をより軽減できるのではないのでしょうか。事業者の見解を伺います。 ②・2つ目において、「必要に応じて環境保全措置を検討する」とされていますが、どのような場合に、どのような対応を想定されているのかをお示しく下さい。	①風車の影の評価に当たっては、「実際の気象条件を考慮しない場合」における予測結果を踏まえ、事業計画を検討するとともに、状況に応じて「実際の気象条件を考慮する場合」の予測を行う予定です。それらを踏まえ、施設の稼働に伴う風車の影による周辺環境への影響が実行可能な範囲内で回避又は低減される事業計画とするよう検討いたします。 ②方法書以降における風力発電機の設置予定位置の周囲に配慮が特に必要な施設及び住宅等が分布している場合を想定しております。また、現時点で想定している環境保全措置は以下のとおりです。 ・風力発電機の位置は、配慮が特に必要な施設及び住宅等から可能な限り離隔して計画する。
			2次	1次質問①の回答で「状況に応じて「実際の気象条件を考慮する場合」の予測を行う予定」とありますが、これは「実際の気象条件を考慮しない場合」における予測結果で指針値を上回った場合のことを指しているのでしょうか。見解を伺います。 また、そうであればそもそも指針値を上回らないような風車配置とした方がより生活環境に配慮した計画になると考えられますが、そのようにできない状況はどのような状況が考えられるのか、事業者の見解を伺います。	「状況に応じて」については、「実際の気象条件を考慮しない場合」における予測結果で参照値（ドイツのガイドラインにおける指針値）を上回った場合を指しております。施設の稼働に伴う風車の影による周辺環境への影響が実行可能な範囲内で回避又は低減される事業計画とするよう検討いたしますが、風況や地形、土地利用の制約等により、数値シミュレーション上ではすべての住宅等で参照値以下に抑えることが難しい場合がございます。そのため、数値シミュレーションでは考慮できない樹木や建物等の遮蔽状況も含め、現地状況を確認しつつ、補足的に実際の気象条件を考慮した予測を実施することで、現状に即した予測評価が行えると考えております。
4-4	234	表4.3-8(2) 文献その他の資料による動物の重要な種(鳥類)	1次	オオワシ、オジロワシ及びミサゴについて、主な生息環境として、「海岸、湖沼、河川など」と挙げられていますが、ねぐらなどで森林を利用する可能性を踏まえ、森林についても明記する必要はないのでしょうか。248ページ、専門家Cからも、北海道大学の中川研究林にてオジロワシ、クマタカ、ミサゴが確認されている旨意見されていることを踏まえ、事業者の見解をお示しく下さい。 (修正する場合は、262ページの記載にも反映させてください)	オオワシ、オジロワシ及びミサゴの主な生息環境として、方法書において森林についても追記いたします。
追加 4-17	247	表4.3-16 専門家等へのヒアリング結果概要	1次		
			2次	①審議会の審議で、「専門家意見について、配慮書段階では区域選定に活用していない」また「方法書段階では、専門家の意見を具体的に調査方法等に反映させ、また反映出来るようにヒアリングを実施する」との見解でしたが、改めてその認識でよいでしょうか。 ②「生息していることが想定されるクマゲラについて、専門家から特段の指摘はなかったものの、方法書段階における専門家ヒアリングで意見を伺う」との見解でしたが、改めてその認識でよいでしょうか。 ③ヒアリングを実施している分野において、哺乳類及び鳥類を除き各分野1名のみの実施となっているが、各分野の中においても、専門家により専門とする内容は様々であり、見解が異なる可能性もあります。特に発電所の設置により影響を受ける可能性がある、昆虫類、両生類、爬虫類及び植物については複数の専門家等へヒアリングを行い、意見や情報に偏りが生じないように対応を検討ください。 ④事業計画が天然記念物鳥類に対して文化財保護法第125条第1項の保存に影響を及ぼす行為であるか否かの意見を専門家から聴取し、事業計画が保存に影響を及ぼす行為の場合は文化庁と協議してください。	①「専門家意見について、配慮書段階では区域選定に活用していない」また「方法書段階では、専門家の意見を具体的に調査方法等に反映させ、また反映出来るようにヒアリングを実施する」という見解で相違ございません。 ②「生息していることが想定されるクマゲラについて、専門家から特段の指摘はなかったものの、方法書段階における専門家ヒアリングで意見を伺う」という見解で相違ございません。 ③各分野の専門家等へのヒアリングについて、各分野に精通しており、事業実施想定区域及びその周囲の環境に詳しいという条件ですと、極めて限られてしまい複数名への実施が困難な場合もございますが、可能な限り複数の専門家等へヒアリングを行い、意見や情報に偏りが生じないよう対応を検討いたします。 ④事業計画が天然記念物鳥類に対して文化財保護法第125条第1項の保存に影響を及ぼす行為であるか否かの意見を専門家から聴取し、事業計画が天然記念物鳥類に重大な影響をもたらす場合は、文化庁と協議いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-5	247	表4.3-16(1) 専門家等への ヒアリング結果 概要	1次	5点目について、専門家の意見を踏まえ確認種リストを更新したとのことですが、意見を踏まえ、当初リストに加えていた種を削除したなど、具体的にどのような更新を行ったのかをお示しください。	ご指摘いただいた以下の文献その他の資料は、「北海道市町村別コウモリマップ」（道北コウモリ研究センターHP、閲覧：令和7年2月）に含まれているため、文献その他の資料の一覧から削除しております。 ・「日本産翼手目の採集記録（Ⅰ）」 ・「日本産翼手目の採集記録（Ⅱ）」 ・「羽幌町と初山別村におけるコウモリ類の分布（その1）」 ・「羽幌町と初山別村におけるコウモリ類の分布（その2）」 ・「天塩町および遠別町におけるコウモリ類の分布」（利尻研究(26)：39-44、2007年） なお、上記の削除した文献その他の資料で確認されている種については、「北海道市町村別コウモリマップ」（道北コウモリ研究センターHP、閲覧：令和7年2月）に含まれているため、削除した動物の重要な種はございません。
4-6	247	表4.3-16(2) 専門家等への ヒアリング結果 概要	1次	専門家Bから、特にリス類への配慮が必要であること、また、生息地をつなぐ通路への影響を懸念する意見が挙げられていますが、今後、これらに関する調査、予測及び評価を実施する見込みがあるのか、現時点での見解をお示しください。	哺乳類については、フィールドサイン調査等を実施し、調査結果を踏まえ、生息地を繋ぐ通路への影響を含めた予測及び評価を行う予定です。詳細な調査手法については、方法書において、現地の状況を踏まえ検討するとともに、専門家等へのヒアリングを実施した上で記載いたします。
4-7	248	表4.3-16(3) 専門家等への ヒアリング結果 概要（専門 家C、D）	1次	①専門家からオジロワシ、オオワシ、クマタカ及びミサゴに関する意見があり、専門家Dからは具体的な繁殖情報が示されていますが、こちらを踏まえ、方法書段階ではどのような調査手法や調査地点を設定する予定か、現段階の想定で構いませんので、お示しください。 ②専門家Cの6点目の意見に夜間を含めた調査についての記載がありますが、夜間の調査はどのような手法を設定する予定か、現段階の想定で構いませんので、お示しください。	①方法書においては、希少猛禽類の生息状況について、事業実施想定区域の上空を視野範囲におさめられるよう調査地点を設定し、定点観察法による調査を実施する予定です。詳細な調査手法については、方法書において、現地の状況を踏まえ検討するとともに、専門家等へのヒアリングを実施した上で記載いたします。 ②鳥類については、夜間の録音調査等を実施する予定です。詳細な調査手法については、方法書において、現地の状況を踏まえ検討するとともに、専門家等へのヒアリングを実施した上で記載いたします。
			2次	1次回答①について、猛禽類の行動の見落としがないよう、上空のみならず地上を視野範囲におさめられる調査地点の設定が望ましいと考えますが、そのような計画とするのか、事業者の見解をご教示ください。	地上を視野範囲に含めずとも、事業実施想定区域の上空を視野範囲におさめられるような調査地点を設置することで、繁殖行動や行動範囲を推定するために十分な情報を得られると考えられるため、上空視野を確保できる調査地点を優先的に設定することを考えておりますが、具体的な調査地点につきましても専門家等へのヒアリングを実施した上で決定いたします。
4-8	263	表4.3-19(2) 動物の重要な 種への影響の 予測結果	1次	水辺や河川を生息環境とする昆虫類、魚類、底生動物、陸産貝類について、いずれも河川等への直接改変がないことから、変化に伴う影響はないと予測されていますが、本事業実施想定区域及びその周辺には遠別川をはじめ多くの河川が存在することや、273ページでは植物の専門家Hから「尾根の改変により尾根直下にあると想定される河川の源流部や沢への影響が懸念される」との意見があることから、河川への直接改変がなくとも、周辺環境への影響が懸念されます。このことを踏まえ、本事業により水辺や河川を生息環境とする動物が影響を受ける可能性も考えられますが、現段階で「影響がない」とすることが適当であるかどうか検討いただき、事業者の見解をお示しください。	改変に伴い周囲の水域に間接的な影響が生じる可能性がございますが、配慮書においては風力発電機の設置位置及び工事計画が未定であり、現地の重要種位置や河川等の詳細な状況も不明であることから、改変に伴う間接的な影響について、予測及び評価を実施できる段階にはございません。 そのため、直接的な影響に関する予測及び評価にとどめ、『改変による生息環境の変化に伴う影響はない』と記載しております。 なお、準備書以降では実際の調査結果を踏まえ、改変による間接的な影響も含めた予測及び評価も実施いたします。
			2次	1次回答の最後の段落において、「準備書以降では実際の調査結果を踏まえ、改変による間接的な影響も含めた予測及び評価も実施」する旨記載がありますが、調査手法を検討する方法書段階においても、水辺や河川を生息環境とする動物については間接的な影響が及ぶ可能性があるという認識のもと、調査計画を策定されるのでしょうか。事業者の見解をご教示ください。	調査手法を検討する方法書段階においても、水辺や河川を生息環境とする動物については間接的な影響が及ぶ可能性があるという認識のもと、調査計画を策定いたします。
4-9	264	3. 評価 (2) 評価結果	1次	「必要に応じて環境保全措置を検討する」とありますが、どのような場合に、どのような措置を講ずる可能性を想定しているか、現時点での見込みをお示しください。	現地調査により重要な種を確認した場合に、その地点の改変を可能な限り回避すること、回避が不可能な場合は移植により個体群の保全を図る等を現時点では想定しております。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-10	264 283	(2) 評価結果	1次	<p>①264ページの遠別鳥獣保護区に対する評価が「本事業の実施に伴う影響はない」となっておりますが、223ページの判断基準を踏まえると、重大な影響がないかの評価が必要ではないでしょうか。283ページの鳥獣保護区等への評価が「重大な影響はないものと評価」となっていることを踏まえ、事業者の見解をお示しください。</p> <p>②事業実施想定区域の近隣に鳥獣保護区及び特別保護地区が存在しますが、配慮対象となる動物の特性を踏まえ、風車とどの程度の距離を離隔することがよいと考えているか、事業者の見解をお示しください。</p>	<p>①「遠別鳥獣保護区」は事業実施想定区域に重なっておらず、直接的な改変もないことから『重大な影響はない』と評価しております。方法書以降では、『影響はない』ではなく、『重大な影響はない』という記載に統一いたします。</p> <p>②「遠別鳥獣保護区」については、①のとおり、『重大な影響はない』と評価しております。「遠別鳥獣保護区」に生息する種のうち、事業実施想定区域へ移動する種としてはコウモリ類や鳥類のような飛翔性の動物が想定されますため、現地調査の結果を踏まえ、個々の種に対する影響を予測及び評価いたします。</p>
4-11	264	(2) 評価結果 (動物)	1次	<p>①「動物の生息状況及び生息場所を現地調査等により把握」とありますが、方法書段階では踏査ルートは示されるのでしょうか。適切な調査手法となっているのか確認するために調査ルートを明示することが必要と考えますが、事業者の見解を伺います。</p> <p>②渡り鳥に関し「移動ルートにも留意し、移動状況を把握できるよう調査を実施する。」とありますが、方法書段階では風車設置が想定される箇所地上視野が網羅できるよう調査地点を設定されるのでしょうか。移動状況を適切に把握できるよう調査地点を設定することが必要と考えますが、事業者の見解を伺います。</p>	<p>①方法書においては、踏査ルートを明記いたします。</p> <p>②方法書においては、渡り鳥の移動ルートについて、主に風力発電機の設置予定位置の上空を視野範囲におさめられるよう調査地点を設定しますが、併せて可能な限り地上視野についても網羅できるような調査地点を設定する予定です。詳細な調査地点については、現地の状況を踏まえ検討するとともに、専門家等へのヒアリングを実施した上で記載いたします。</p>
4-12	273	表4.3-25 専門家等へのヒアリング結果概要（専門家H）	1次	<p>①「尾根が細いため、尾根の改変により尾根直下にあると想定される河川の源流部や沢への影響が懸念される。」ことから、尾根上の改変を避ける工夫が望ましい旨の意見がありますが、本意見を受け、尾根上の改変を避ける計画を検討されるのか、また、工事を可能な限り低減した事業が可能であるのか、事業者の見解をお示しください。</p> <p>②①の意見及び専門家Hから、本事業区域について「あまり調査のされていない地域であると思われる」との意見があったことを踏まえ、植物に関しどのような調査を実施する予定か、現段階の想定で構いませんのでお示しください。</p>	<p>①配慮書においては、改変区域や工事計画等まで決まるような計画熟度でないものの、今後の事業計画の検討に当たっては、測量や地質調査、自然環境に係る現地調査等を踏まえ、現地の植生や河川等の状況を把握し、本事業の実施による影響を極力低減することを検討いたします。具体的には、尾根上の改変を極力避ける計画とすることや、工事を可能な限り低減することを含めた影響低減策を想定しておりますが、詳細は準備書以降で記載いたします。</p> <p>②植物については、コドラートを設定する植生調査、目視観察調査による植物相調査を想定しております。詳細な調査手法については、方法書において、現地の状況を踏まえ検討するとともに、専門家等へのヒアリングを実施した上で記載いたします。</p>
			2次	<p>山間部に建設される風力発電機は、一般的に尾根上に建設されることが多いと考えられますが、「尾根上の改変を極力避ける計画とすることや、工事を可能な限り低減することを含めた影響低減策」の実施は可能なのか、事業者の見解を伺います。</p>	<p>今後の事業検討において、可能な限り盛土や切土の土量が小さくなるよう風車位置やアクセス路のルートを設計することや、補強土壁を採用することにより法面勾配を急にし改変面積を抑えることなどにより、尾根上の改変を極力避けることや工事を可能な限り低減する対応が考えられます。</p>
4-13	277	3. 評価 (2) 評価結果	1次	<p>「必要に応じて環境保全措置を検討する」とありますが、どのような場合に、どのような措置を講ずる可能性を想定しているか、現時点での見込みをお示しください。</p>	<p>重要種が確認された場合に、その地点の改変を可能な限り回避し、不可能な場合は移植の実施なども現時点では想定しておりますが、現地調査の結果に即して具体的な対応を検討いたします。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-14	277	(2) 評価結果 (植物)	1次	<p>①「植物の生育状況及び植物群落の現況を現地調査等により把握」とありますが、方法書段階では踏査ルートやコドラートといった調査地点は示されるのでしょうか。適切な調査手法となっているのか確認するために調査地点を明示することが必要と考えますが、事業者の見解を伺います。</p> <p>②文献上では区域の大部分が植生自然度9及び10となっており、本項に示す事項に留意することで重大な影響を実行可能な範囲内で回避又は低減することが可能とされていますが、現地の状況が文献と同様の状況であれば回避は難しいと考えます。 現地調査の結果、上記のような状況であった場合、どのような低減措置を検討しているのでしょうか。 重要な群落については、「可能な限り必要最小限の改変に留める」とありますが、「可能な限り」の具体的な範囲を、現段階の想定で構いませんのでお示ください。</p>	<p>①詳細な調査手法については、方法書において、現地の状況を踏まえ検討するとともに、専門家等へのヒアリングを実施した上で記載いたします。</p> <p>②現地調査の結果、植生自然度9及び10を確認した場合には、改変面積を最小限にする等の措置を検討しております。また、重要な群落については『可能な限り必要最小限の改変に留める』の「可能な限り」については、重要な群落の改変を回避することを優先に考えますが、改変せざるを得ない場合であっても改変による影響を小さくする措置を講じるといった想定をしております。</p>
			2次	<p>①1次質問の回答の「改変による影響を小さくする措置」とはどのようなものを想定しているのか、現時点での想定で構いませんので、ご教示ください。</p> <p>②確認ですが、1次回答で回答された内容には、「踏査ルートやコドラートといった調査地点」を方法書に記載することも含まれているという理解でよろしかったでしょうか。</p> <p>③自然度の高い植生がまとまって残されている場所であることから、既存の林道等を確認し、新たな断片化を招くような新規の道路開発が不要ように配慮すべきであると考えます。コアエリアの分断という視点での解析が必要であると考えますが、事業者の見解を伺います。</p>	<p>①植生自然度9及び10の植生に対する低減措置と同様に、重要な群落につきましても改変面積を最小限にする等の措置を現時点で想定しております。</p> <p>②方法書において「踏査ルートやコドラートといった調査地点」を記載いたします。</p> <p>③現地調査結果を踏まえ、既存の林道等を確認し、コアエリアの分断という視点での解析も検討した上で、新たな断片化を招くような新規の道路開発が極力不要になるように配慮いたします。</p>
4-15	283	3. 評価 (2) 評価結果	1次	<p>282ページ「一部を直接改変するため」、283ページ「保安林といった自然環境のまとまりの場を多く残存するよう、可能な限り必要最小限の工事にとどめ」との記載から、保安林を完全に回避することは難しく、一部を直接改変することを想定されていることが読み取れますが、このことを踏まえ、現時点での管理者との協議状況についてお示しください。</p>	<p>2023年6月より留萌北部森林管理署とコンタクトをとっており、これまで複数回、本事業に係る情報提供等を行うとともに、風況観測塔設置に係る協議等を行っております。保安林に関しても解除の必要性についてお話するとともに、級地区分に係る情報交換などを進めております。道有林についても事業実施想定区域（風力発電機の設置対象外）の一部が重複していることから、2025年5月より留萌振興局森林室とコンタクトをとり、協議を進めております。</p>
追加 4-19	294	4. 3. 6 景観	2次	<p>地域の景観の保全を考える上で、風力発電設備の位置・配置や意匠形態に配慮すること、地域住民との間にどれだけ合形成が図られているかが重要であるため、風力発電設備の建設と周囲景観の保全について、地域住民への積極的な情報提供や説明などにより相互理解の促進に努めてください。 また、周囲との調和を図るために「北海道景観計画」・「北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン」を参考にし、所管の（総合）振興局に事前相談を行うなど、景観法の届出の手続きが円滑に行えるようにしてください。</p>	<p>景観に係る合意形成のため、地域住民への積極的な情報提供・説明に努めます。また、北海道景観計画及び北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドラインを参考とし、必要な相談・手続きを適切に実施します。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-16	296	3. (2) 評価結果 【景観】	1次	①景観資源の「豊岬段丘」及び「遠別川上流」と事業実施想定区域が一部重複しておりますが、改変面積を可能な限り低減できる「最適な工法」とはどのようなものを想定しているのか、現時点での想定で構いませんのでお示しください。 ②主要な眺望景観の変化の程度において、フォトモンタージュ法によって主要な眺望景観への影響を予測するとありますが、具体的な手法として、地域住民や観光客、関係団体へのアンケート調査等を想定されているのでしょうか。お示しください。	①配慮書においては、改変区域や工事計画等まで決まるような計画熟度でないものの、今後の事業計画の検討に当たっては、既存道路の活用を図りつつ、既設道路の拡幅や新設道路の設置を最小限とすることで、本事業の実施による影響を極力低減することを考えております。 ②現時点では、アンケート調査の実施は予定しておりません。今後の手続きにおいて、関係自治体との協議及び住民説明会等を踏まえ、意見聴取に努めます。
			2次	①1次質問②の回答で「関係自治体との協議及び住民説明会等」とありますが、①「等」の内容についてご教示ください。 ②景観の評価では、できたものに対して関係者が抱く印象が重要となります。少なくとも、フォトモンタージュやVR等を説明会でも活用して、完成後の姿について意見徴収に努めるべきと考えますが、事業者の見解を伺います。 なお、フォトモンタージュ作成時は、風力発電設備が視認しやすい晴天の日を想定して作成するとともに、眺望点やゾーニング毎に四季（春季・夏季・秋季・冬季）を通して、人が見た印象に近いとされる焦点距離50mm（35mmフィルム換算）で撮影した写真で複数枚作成するよう検討ください。 ③垂直見込角による鉄塔の見え方と実際の見え方が異なる可能性があるため、それぞれの地域の景観の保全を考える上で、風力発電機の位置・配置や意匠形態に配慮を検討ください。	①配慮書及び方法書における図書縦覧を通じた意見書による、意見聴取を想定しております。 ②準備書における住民説明会の場においては、フォトモンタージュを活用し、完成後の景観について意見聴取に努めます。なお、フォトモンタージュ作成時は、風力発電機が視認しやすい晴天日を想定して作成するとともに、四季を通じて、人が実際に見た時の印象に近くなるように撮影した写真から作成いたします。 ③環境保全措置を検討する際には、風力発電機の配置や意匠形態も含めて検討し、眺望景観への影響が回避又は低減するよう努めます。
4-18	297	4. 4 総合的な評価	1次 2次	審議会の審議で、表4-4-1「重大な環境影響が考えられる項目についての評価の結果」の「重大な影響を実行可能な範囲内で回避又は低減する」という文言について、「重大な影響が発生する可能性はないとはいえない」「実行可能でないからといって、環境影響を大きくしてよいとは当然考えていない」との見解でしたが、改めてその認識でよいでしょうか。	「重大な影響を実行可能な範囲内で回避又は低減する」という文言については、「発電所に係る環境影響評価の手引（経済産業省、令和7年）」の計画段階配慮事項の評価の手法において『重大な環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討する。』とされており、その手法に則した記載としておりました。配慮書においては、位置・規模の複数案を検討していることから事業実施想定区域を広めに設定しているため、今後の手続きにおいて環境影響の回避又は低減を考慮して絞り込みを行う予定です。

5. その他に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
			1次		
			2次		